平成１８年（排）第１７号

# 排　除　命　令　書

東京都新宿区高田馬場二丁目１６番１１号
株式会社サンマークライフクリエーション
同代表者　代表取締役　下　道　義　則

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

## 主　　文

１　株式会社サンマークライフクリエーションは，「サンマリエ」と称する会員制度による異性会員の情報提供及び紹介等のサービスの会員募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年１１月ころから同年１２月ころまでの間，雑誌に掲載した広告において行った

(1) 当該サービスの会員の数は２０，５３８人であるにもかかわらず，あたかも，３８，０１５人であるかのように示した表示は，事実と異なるものであり

(2) あたかも，当該サービスを通じて平成１７年１月から同年９月までの間に成婚した会員の数が３，４７８人であるかのように示した表示は，会員との結婚又は婚約を理由に退会した会員９４７人に加え，会員との交際を理由に退会した会員及び会員外の者との結婚又は婚約を理由に退会した会員を含めることにより，当該サービスを通じて平成１７年１月から同年９月までの間に成婚した会員の数を誇大に表示していたものであり

かかる表示は，当該サービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものであった旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社サンマークライフクリエーションは，今後，会

員制度による異性会員の情報提供及び紹介等のサービスの会員募集に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社サンマークライフクリエーションは，今後，会員制度による異性会員の情報提供及び紹介等のサービスの会員募集に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該サービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社サンマークライフクリエーションは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社サンマークライフクリエーション（以下「サンマークライフクリエーション」という。）は，肩書地に本店を置き，結婚相談業を営む事業者であり，結婚を希望する者を対象として会員制度により異性の情報提供及び紹介等のサービス（以下「結婚相手紹介サービス」という。）を提供している。

2(1) 結婚相手紹介サービスを提供する事業者の中には，その会員募集に際し，自らの会員の数又は自らのサービスを通じて成婚した者の数を，自らの結婚相手紹介サービスにおける規模又は実績として，新聞広告，雑誌広告等に表示している者があり，これらの事業者が示す会員の数又は成婚者の数は，一般に，結婚を希望する者が事業者を選定する際の重要な判断要素になっている。

(2) サンマークライフクリエーションは，一般消費者に対し，「サンマリエ」と称する２０歳以上の独身の男女を対象とした結婚相手紹介サービスを提供しており，当該サービスを利用する一般消費者を「サンマリエ会員」と称している。平成１７年４月３０日現在におけるサンマリエ会員の数は，２０，５３８人である。

(3) サンマークライフクリエーションは，一般消費者に対し，前記(2)のサンマリエのほかに，「セレガ」と称する中高年の独身の男女を対象とした結婚相手紹介サービスを提供しており，当該サービスを利用する一般消費者を「セレガ

会員」と称するほか，「恋のビタミン」及び「おであいネット」とそれぞれ称するインターネットを利用するサービスを提供しており，インターネットで恋のビタミン及びおであいネットに登録した一般消費者をそれぞれ「恋のビタミン会員」及び「おであいネット会員」と称している。平成１７年４月３０日現在におけるそれぞれの会員の数は，セレガ会員が約３，０００人，恋のビタミン会員が約４，０００人，おであいネット会員が約９，５００人である。

(4) サンマークライフクリエーションは，サンマリエ会員がサンマリエを退会する理由を，サンマリエ会員からの届出書の提出又は申出により把握しているところ，サンマリエ会員との結婚又は婚約を理由に退会したサンマリエ会員は，サンマークライフクリエーションがサンマリエにおいて提供する結婚相手紹介サービスを通じて成婚したサンマリエ会員といえるが，サンマリエ会員との交際を理由に退会したサンマリエ会員は，当該サービスを通じて成婚したものとはいえない。

また，当該サービスは，サンマリエ会員同士の結婚又は婚約につながることを目的とするサービスであって，サンマリエ会員外の者との結婚又は婚約につながるサービスを提供するものではなく，サンマリエ会員外の者との結婚，婚約又は交際を理由に退会したサンマリエ会員は，当該サービスを通じて成婚したものとはいえない。

(5) サンマークライフクリエーションは，年間を通じ，新聞広告，雑誌広告等においてサンマリエの会員募集を行っているところ，平成１７年９月ころから平成１７年１２月ころまでの間，上記新聞広告及び雑誌広告において，平成１７年４月３０日現在で集計した会員数及び平成１７年１月から同年７月までの間の成婚者数，同年１月から同年８月までの間の成婚者数，同年１月から同年９月までの間の成婚者数又は同年１月から同年１０月までの間の成婚者数を掲載していた。

3　サンマークライフクリエーションは，サンマリエの会員募集に関し平成１７年１１月ころから同年１２月ころまでの間，雑誌に掲載した広告（別添写し）において「理想の結婚はサンマリエから。」，「「紹介数」から「出会い数」へ　それがサンマリエの魅力です。」，「サンマリエは、毎月の「紹介状」だけでなく、「ご希望されたお相手との出会い」を規定回数保証。」と記載の上

(1) 「会員数３８，０１５人　全国ネットワーク「明るい幸せな家庭環境づくりに奉仕する」サンマリエです。」と記載し，あたかも，サンマリエ会員の数が３８，０１５人であるかのように表示していたが，実際には，平成１７年４月

３０日現在のサンマリエ会員の数は２０，５３８人にすぎないものであり，当該会員数３８，０１５人は，サンマリエ会員数にセレガ会員数，恋のビタミン会員数及びおであいネット会員数を加えていたものであった。

(2) 「２００５年１月から９月実績」として「・成婚者数３，４７８人」と記載することにより，あたかも，サンマリエにおいて提供する結婚相手紹介サービスを通じて平成１７年１月から同年９月までの間に成婚したサンマリエ会員の数が３，４７８人であるかのように表示していたが，前記２(4)のとおり当該サービスを通じて成婚したサンマリエ会員といえるのは，サンマリエ会員との結婚又は婚約を理由に退会したサンマリエ会員であるところ，実際には，当該３，４７８人は，サンマリエ会員との結婚又は婚約を理由に退会したサンマリエ会員９４７人に，サンマリエ会員との交際を理由に退会したサンマリエ会員約８００人及びサンマリエ会員外の者との結婚又は婚約を理由に退会したサンマリエ会員約１，６００人を加えたものであって，これにより，当該サービスを通じて成婚したサンマリエ会員の数を誇大に表示していたものであった。

なお，サンマークライフクリエーションは，上記広告において，成婚者の数に続けて「（外部成婚含む）」と付記しているが，この記載では，一般消費者が当該成婚者数３，４７８人にサンマリエ会員外の者との結婚又は婚約を理由に退会したサンマリエ会員が約１，６００人も含まれていることを認識するのは困難である。

４　サンマークライフクリエーションは，平成１７年１２月末ころ以降，前記３記載の会員及び成婚者の数値を表示することを取りやめている。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，サンマークライフクリエーションは，サンマリエと称する結婚相手紹介サービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年５月１９日

公　正　取　引　委　員　会

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | 竹島 | 一彦 |
| 委員 | 柴田 | 愛子 |
| 委員 | 三谷 | 紘 |
| 委員 | 山田 | 昭雄 |
| 委員 | 濱崎 | 恭生 |